

東京都における「盛土による災害防止に向けた総点検の結果について」の公表について

東京都では、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から示された盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づき、土地利用の規制等に関する法律や条例を所管する四局が連携し、盛土の点検を実施した。

今回、点検が完了したことを受け、以下のとおり東京都が結果を公表した。

1 公表内容（点検の概要・結果・今後の取組）

別紙「盛土による災害防止に向けた総点検の結果について」のとおり。

2 大田区内の調査対象

区内の調査対象箇所については、現場確認を行い、以下のとおり国・東京都に対し報告

- ① 対象箇所 計9か所
- ② 点検結果 措置必要（問題あり）箇所 なし

【対象箇所内訳】

- ・土砂災害警戒区域内において、都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土
… 3か所
- ・大規模盛土造成地において、都市計画法に基づく開発許可を受けた盛土
… 6か所

3 参 考

盛土総点検フロー図…別紙「盛土の総点検について」

内閣官房ホームページ「第4回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会」

（令和4年3月28日開催）資料から抜粋

東京都が発出した本資料について
 (本資料は、令和4年4月25日に
 東京都都市整備局市街地整備部から提供を受けたものです。)

令和4年3月29日
 建設局
 都市整備局
 環境局
 産業労働局

盛土による災害防止に向けた総点検の結果について

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から示された盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づき、東京都では、土地利用の規制等に関する法律や条例を所管する四局が連携し、盛土の点検を実施してきました。この度、点検が完了しましたので結果をお知らせします。

1 点検の概要

東京都では、許可・届出資料等から確認した盛土や盛土可能性箇所データ(国土地理院提供)から推定された盛土など、1,847箇所^{※1}を抽出し、許可・届出等の内容と現地との状況が一致しているかなど、目視等による点検を実施しました。このうち、公共工事による盛土など200箇所を除外し、1,647箇所を最終的な点検箇所としてとりまとめました。

※1 当初抽出した1,642箇所に、その後新たに点検が必要と判断した205箇所を追加しました。

重点点検エリア等及び土地利用規制別の点検箇所数(重複含む^{※2})

(箇所)

重点点検エリア等 土地利用規制	土砂災害警戒区域			山地災害危険地区			大規模盛土造成地	左記以外の箇所	合計
	区域外	区域内		地区内外	地区内				
	土石流上流部	地すべり	急傾斜	崩落土砂流出集水区域	地すべり	山腹崩壊			
宅地造成等規制法	10		562				244	300	1,116
都市計画法	13		587	4		3	257	630	1,494
農地法、農振法									
森林法	15		10	4		1		23	53
採石法	1							16	17
自然公園法	6		4	2				5	17
自然保護条例	3		7	1				33	44
砂防3法	1	1	9	1				1	13
市町が定める残土条例等	35		49	7		2	1	5	99
合計	84	1	1,228	19		6	502	1,013	2,853 (重複を除き1,647)

※2 ひとつの盛土が、複数の法令の対象になっている場合や、複数の重点点検エリア等の対象になっている場合は、それぞれの対象において計上するため、重複が生じています。

2 点検結果

とりまとめを行った1,647箇所のうち、1,616箇所については措置不要(問題なし)であることを確認しました。31箇所については是正措置が必要であるため、事業者に対して是正指示等を行い、8箇所については既に是正措置が完了し、残る23箇所については、現在対応中です。なお、直ちに災害をもたらす恐れのある盛土は確認されていません。

点検が完了した箇所	1,647 箇所
措置不要(問題なし)箇所	1,616 箇所
是正措置が必要な箇所	31 箇所
うち、措置済み	8 箇所
措置未了 (是正指示済み)	23 箇所

今回実施した点検項目^{※3}別の是正措置が必要な盛土の箇所数(重複含む^{※4})は、以下のとおりです。

① 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土	22 箇所(重複含む)
② 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土	34 箇所(重複含む)
③ 災害防止措置が確認できなかった盛土	25 箇所(重複含む)
④ 廃棄物の投棄等が確認された盛土	13 箇所(重複含む)
上記、①～④のいずれかに該当する盛土数	31 箇所(重複を除く)

※3 国が示した「盛土による災害防止のための総点検要領」に基づく点検項目です。

※4 ひとつの盛土が、複数の法令の対象になっている場合や、複数の重点点検エリア等の対象になっている場合は、それぞれの対象において計上するため、重複が生じています。また、ひとつの盛土が複数の点検項目(①～④)に該当する場合があります。

3 今後の取り組み

点検で判明した是正措置が必要な盛土のうち、措置未了の23箇所については、引き続き、各法律や条例に基づき是正指示を行うなど適切に対応していきます。

(参考)

盛土による災害防止に向けた総点検の概要につきましては、内閣官房ホームページの「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議(第1回)」の資料をご確認ください。

URL: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/morido_saigai/dai1/siryou3.pdf

<問い合わせ先>

(点検結果のとりまとめ担当)

建設局河川部 土砂災害対策担当課長 森田

電話 03-5320-5419 内線 41-452

(その他関係局)

都市整備局市街地整備部 指導担当課長 馬場

電話 03-5000-1215

環境局自然環境部 緑環境課長 松岡

電話 03-5000-1440

産業労働局農林水産部 森林課長 巽

電話 03-5320-4853 内線 37-510

盛土の総点検について

資料 1

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ② 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）
- ③ 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ④ 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）

1